



【問合せ先】
 第八管区海上保安本部
 警備救難部刑事課長
 井端 立夫
 0773-76-4100 (内線 3170)

平成30年12月27日
 第八管区海上保安本部

平成30年における海上犯罪取締りの状況（速報値）

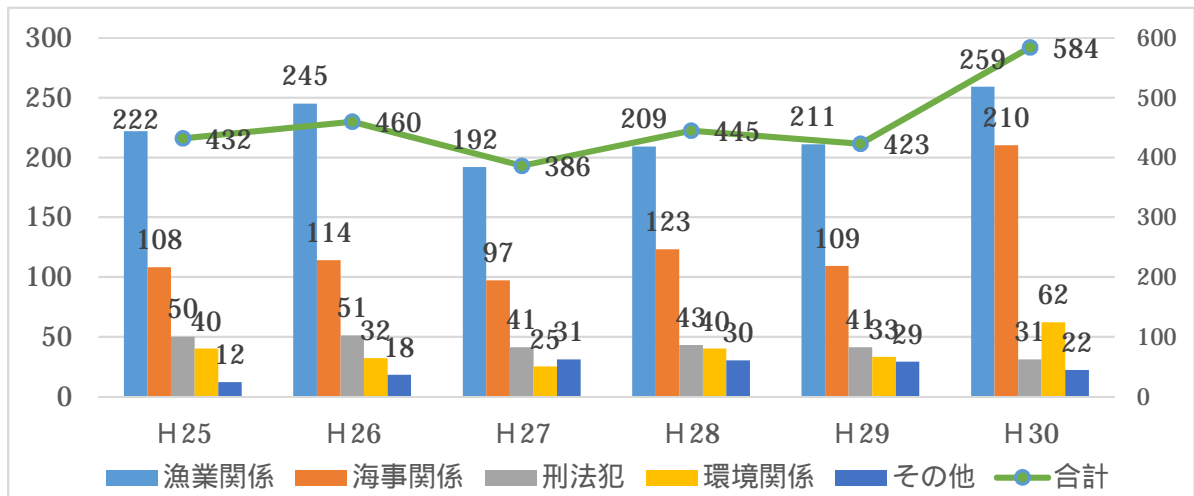
平成30年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県の各沿岸部）における海上犯罪の送致件数は584件（前年比161件増）

密漁等の「漁業関係法令違反」及び船舶の無検査運航等の「海事関係法令違反」の合計が全体の八割を占める状況

例年と比べ、海事関係、環境関係事犯の送致件数が多い

本日現在の速報値であり、数値は多少増減する可能性があります。

1 年別 送致状況（件数）



	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
H30	259(44%)	210(36%)	31(5%)	62(11%)	22(4%)	584
H29	211(50%)	109(26%)	41(9%)	33(8%)	29(7%)	423
H28	209(47%)	123(27%)	43(10%)	40(9%)	30(7%)	445
H27	192(50%)	97(25%)	41(11%)	25(6%)	31(8%)	386
H26	245(53%)	114(25%)	51(11%)	32(7%)	18(4%)	460

その他：電波法、遊漁船業の適正化に関する法律等

2 法令別送致状況

(1) 漁業関係法令違反

密漁等の漁業関係法令違反の送致件数は 259 件（前年比 48 件増）
密漁事犯のうち、さざえ、あわび等の沿岸密漁事犯が 255 件を占める。

【事例 1】平成 30 年 8 月、密漁パトロール中の宮津海上保安署員はウェットスーツを着用し、簡易潜水器（空気ボンベ等）を使ってさざえ等を不法に採捕する男性（兵庫県在住・非漁民）を確認し、共犯の同行者とともに漁業法違反等で検挙しました。

不法採捕物
(さざえ 132 個 15.68kg)
(あわび 5 個 1.38kg)



() 漁業者からの要請を受け、これらの取締りを実施する等⁽¹⁾密漁の防止に努めておりますが、各府県の沿岸漁業者が資金をかけて稚貝を放流、養殖し資源保護に努めている中、漁業者では無い一般の方がレジャー感覚で密漁をする事案が後を絶たない状況にあります。

(2) 海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は 210 件（前年比 101 件増）

海事関係法令違反のうち、

- ・ 船舶の検査を行っていない等の「船舶安全法違反」が 57 件
- ・ 無資格の者に船舶を運航させる等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が 19 件
- ・ 船員の雇入れ成立の届出を行っていない等の「船員法違反」が 94 件を占める。

【事例 2】平成 29 年 7 月、水上オートバイが消波ブロックに衝突し、同乗者 1 名が負傷（骨折・全治 6 ヶ月）する事故が発生。境海上保安部が捜査した結果、無資格の操船者が無謀な運転を行っており重大な過失が認められたことから重過失傷害及び船舶職員及び小型船舶操縦者法違反で検挙しました。



() 海上という環境の特殊性から、無免許、無検査等による船舶の運航は重大な事故に繋がる可能性があります。

(3) 刑法犯

刑法犯の送致件数は 31 件（前年比 10 件減）

刑法犯のうち、船舶同士の衝突等の「業務上過失往来危険」が 23 件を占める。

【事例 3】平成 30 年 6 月遊漁船とミニボートが衝突、ミニボートが損壊し、ミニボート船長が負傷する事故が発生、福井海上保安署による捜査の結果、業務上過失往来危険等で検挙しました。



（ ）船長は見張りの常時徹底等、自船および乗船者安全を確保する義務があります。これは無検査、無資格で運航できるミニボートであっても同様です。

(4) 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は 62 件（前年比 29 件増）

環境関係法令違反の内訳は、

- ・ ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が 32 件
- ・ 船舶からの油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が 30 件

を占める。

【事例 4】平成 30 年 6 月、パトロール中に漁港海底に沈むさざえ殻を発見した境海上保安部捜査官が張込を実施し、付近で民宿を営む男性による投棄を確認、捜査により過去数年にわたる投棄の事実をつきとめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙しました。



（ ）当管区でも海洋環境の保全啓発に努めておりますが、安易な気持ちで海岸や海にゴミを投棄する一般の方が依然として存在している状況から、これら不法行為者の取締りを実施しております。

(5) その他法令違反

その他法令違反の送致件数は 22 件（前年比 7 件減）

その他法令違反のうち、

- ・ 無登録の遊漁船業営業等の「遊漁船業の適正化に関する法律違反」が 5 件
- ・ 船舶での無線局の不法開設等の「電波法違反」が 4 件を占める。

()遊漁船の無登録営業は、正式に許可を得た遊漁船業者の方の生活の糧を奪うだけでなく、不十分な管理・安全体制での運航から重大な事故に繋がる危険性があります。

3 今後の取り組み

例年、漁業関係、海事関係法令違反が多い状況が続いておりますが、本年は環境関係法令の違反も多い状況が見られました。

第八管区海上保安本部は、引き続き、関係機関と連携し指導・啓発に努めるとともに、航空機による広域監視や立入検査の徹底等、厳正な監視・取締りを実施して、地域の安全、安心に寄与するべく務めてまいります。

4 添付物

(1) やめよう密漁！守ろう海のきまり！（敦賀海上保安部 HP） 1 葉

漁業者以外の方がさざえ・あわび等を採捕すると...

いわゆる『密漁』と言われる行為に該当することとなり、法令により罰せられます。

漁業者以外の方(一般の方)がさざえ・あわび等を採捕すれば...

漁業法違反(漁業権の侵害)

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は20万円以下の罰金に処する。(漁業法第143条第1項)



福井県内のほぼ全ての海域に漁業権が設定されているよ。

漁業者が大切に育成しているから採ったらダメだよ。

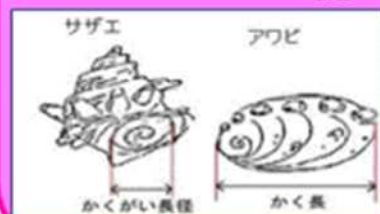


採捕物の大きさ、採捕時期、使用漁具によっては...

福井県漁業調整規則違反

体長等の制限(第37条)

さざえ
(かくがい(へた)の長径2.5cm以下のもの)
あわび
(かく長(長径)10cm以下のもの) など



禁止期間(第35条)

【禁止期間】
さざえ：4月1日～5月31日
あわび：9月15日～11月15日 など



漁業者もこの期間中は漁が出来ないんだよ。

漁具漁法の制限(第48条)



簡易潜水器

やす(発射装置付)

簡易潜水器などを使ってはダメだよ



詳しくは福井県農林水産部水産課ホームページで確認してください。

<http://info.pref.fukui.jp/suisan/rfmrn/umi/rule/index.html>